

【調査票2】 障害福祉計画・障害児福祉計画

令和7年度第2回本会議資料1-3  
令和7年11月5日  
健康福祉部障害施策推進課

|     |      |        |
|-----|------|--------|
| 回答者 | 氏名   | 相談支援部会 |
|     | 電話番号 |        |

※すべての項目に回答いただく必要はありません。また、記入枠は適宜広げてください。

|   | 現行計画における成果目標及び必要なサービス等見込量<br>( )内は計画書のページ                           | 「成果目標」や「サービス等見込量」に対する<br>現状と課題   | 次期計画における取組や解決案など  |
|---|---|--|---|
| 第7期<br>障害福祉計画                               | 施設入所者の地域生活への移行(P. 69)   | ・グループホーム等の住まいがないため、施設入所者の地域生活への移行が進んでいない   | ・地域移行を担う拠点コーディネーターを配置し、施設入所者の地域生活への移行を進める<br>・入所施設に地域移行等意向確認担当者を配置する<br>・自立生活援助のさらなる活用・推進を図る  |
|   | 地域生活支援の充実(P. 69)  | ・強度行動障害児の支援体制に関する検討が進んでいない<br>・拠点コーディネーターの役割や機能について関係機関への周知が不十分である   | ・拠点コーディネーターの役割、活用事例を周知する<br>・強度行動障害のある方が地域で暮らし続けられる支援体制を構築する  |
|   | 福祉施設から一般就労への移行等(P. 70)  |  |   |
|   | 相談支援体制の充実・強化(P. 70)   | ・基幹相談支援センターの人員体制が整っていない<br>・自立支援協議会において相談支援事例等から地域課題を抽出・協議できる仕組みが機能していない   | ・基幹の人員体制を強化する<br>・障害者自立支援協議会において地域課題を抽出・協議できる仕組みを強化・充実する  |
|   | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(P. 71)                                      | ・現在の協議会は報告の場になっており、精神障害者が地域で自分らしく生活する地域作りに向けた取組みについて協議できていない<br>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての周知が不十分である<br>・「にも包括」なのに精神科病院からの地域移行が含まれていない<br>・ピアが活躍できる機会・場が少ない   | ・協議会での協議の方向性や取組みの周知を関係者に共有する<br>・ピアサポート検討会の構成メンバーとして有識者にも参加してもらう<br>・ピアが活躍できる場所を作る  |
|   | 発達障害のある人等に対する支援(P. 72)  | ・発達障害支援拠点と相談支援事業所との連携が不十分である   | ・発達障害支援拠点と家族・地域の事業所との連携強化   |
|   | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P. 72)                               | ・相談支援事業所のサービスの質を測る仕組みがない   | ・相談支援事業所のサービスの質を向上させるためにモニタリング検証を行う   |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | サービス確保のための方策(P.81)<br>・訪問系サービス<br>・日中活動系サービス<br>・居宅・入所サービス<br>・相談支援 | 訪問系サービス<br>・居宅介護事業所や人材不足のため、障害のある方が地域で一人暮らしを選択できない<br>居宅・入所サービス<br>・自立生活援助事業所が増えず支援を受けられる方が限られている<br>・区内のグループホームが不足しているため、障害のある方が地域で生活できないケースがある<br>相談支援<br>・計画相談支援事業所(相談支援専門員)の不足<br>・地域移行支援ができる事業所が少ない | 訪問系サービス<br>・居宅介護支援事業所やヘルパーを増やすための取組みの推進<br>居宅・入所サービス<br>・自立生活援助を提供する事業所を増やすための取組みの推進<br>・グループホームを含む住まいの場を整備する<br>相談支援<br>・人材の確保・育成・定着、新たな相談支援事業所の設置に向けて取り組む<br>・地域移行支援について研修会を開催するなど、地域移行支援事業の周知を図る |
|   | 地域生活支援事業の必要な見込量(P.84)<br>・必須事業<br>・任意事業                             | 必須事業<br>・障害者相談支援事業を十分に行えていない<br>任意事業<br>・地域に受け皿がないため福祉ホームが通過型施設として機能していない  | 必須事業<br>・相談支援体制の整備を行い、委託相談支援事業所の役割を明確化・周知する<br>任意事業<br>・福祉ホームの機能や体制の見直し<br>・地域に受け皿となる生活の場を整備する  |
|   | 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築(P. 89)   | ・児童・保護者に関わる多機関との連携が十分でない   | ・学習会や連絡会を通して児童・保護者に関わる多機関との連携を図る  |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実(P. 89)                                | ・区内医療的ケア児コーディネーターの連携体制が整っていない<br>・医療的ケア児支援関係機関協議会は設置されたが機能していない<br>・重症心身障害児を受け入れてくれる日中活動先が限られている   | ・区内コーディネーターが連携できる仕組みを整備する<br>・重症心身障害児を受け入れてくれる日中活動先を増やす   |
|   | サービス確保のための方策(P.92)<br>・障害児通所支援<br>・障害児相談支援                          | 障害児通所支援<br>・放課後等デイサービスの事業所が不足している<br>障害児相談支援<br>・障害児相談支援事業所(相談支援専門員)が不足している<br>・障害児相談支援のセルフプラン率が高い   | 障害児通所支援<br>・児童発達支援センターと連携し、人材の育成や事業所の確保に取り組む<br>障害児相談支援<br>・人材の確保・育成、新たな相談支援事業所の設置に向けた取組みを実施する<br>・児童発達支援センターによる新規事業所・相談支援専門員のバックアップ  |
| その他<br>※基本的には上記のどれかに割り振り、該当しないものについては右の欄に記載 |   |  |   |

目黒区障害者計画策定に向けた意見募集

【調査票2】 障害福祉計画・障害児福祉計画

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 回答者 | 氏名   | 子ども部会 |
|     | 電話番号 |       |

※すべての項目に回答いただく必要はありません。また、記入枠は適宜広げてください。

|   | 現行計画における成果目標及び必要なサービス等見込量<br>( )内は計画書のページ                               | 「成果目標」や「サービス等見込量」に対する<br>現状と課題   | 次期計画における取組や解決案など   |
|---|---|--|--|
| 第7期<br>障害福祉計画                               | 施設入所者の地域生活への移行<br>(P. 69)   |  |  |
|   | 施設入所者の地域生活への移行<br>(P. 69)   |  |  |
|   | 福祉施設から一般就労への移行等<br>(P. 70)  | 定着支援が思うように実施できていないと感じている。また、やみくもに一般就労を勧めることが障害当事者にとって妥当かどうかは、個別にしっかり検討する必要があると感じる。   | 定着支援体制の強化とそのために必要なしくみの明確化  |
|   | 相談支援体制の充実・強化<br>(P. 70)   | 基幹相談支援センターがその役割を果たすべく、さまざまな実践を行っていることは評価に値すると感じる。  | 基幹相談支援センターへのバックアップ体制があるのか疑問、今後は必要ではないか。基幹相談支援センターとは、という基本的なところの周知を各事業所へしていく。   |
|   | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築<br>(P. 71)                                      |  |  |
|   | 発達障害のある人等に対する支援<br>(P. 72)  |  | 3歳児健診の場をもっと活用し、経過観察ケースへは引き続きのフォローが必要と感じる。  |
|   | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<br>(P. 72)                               | ・子どもに対応できるショートステイ先が不足している。   | ・子どもに対応できるショートステイ先の充実  |
|   | サービス確保のための方策<br>(P.81)<br>・訪問系サービス<br>・日中活動系サービス<br>・居宅・入所サービス<br>・相談支援 | 相談支援事業所の不足問題は引き続きの課題となっている。現在の福祉のしごと相談会だけでは、人材不足を補えない。その他になにか取り組めることはないか。事業所努力だけに任せていると閉業するところが今後でてこないかと懸念する。                  |  |
| 地域生活支援事業の必要な見込量<br>(P.84)<br>・必須事業<br>・任意事業 |   |  |  |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築<br>(P. 89)   | ・区内他機関との連携を深める<br>・障害児通所支援事業所連絡会が令和7年度より稼働予定<br>放課後等デイサービスは現在も利用希望者が待機している状態。また中高生の受け入れをしなくなった事業所もあるため、学齢期後半の児童の受け入れ先が圧倒的に少ない。 | ・勉強会の開催、他機関の学習会、連絡会への参加<br>・地域の保育所等関係機関や教育関係機関、子ども家庭センター、保健医療関係等との連携を図るための確認の場づくり。<br>・障害児通所支援事業所連絡会の協議の場の充実<br>放課後等デイサービス不足の原因をもっと明確にできないか。 |
|   | 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実<br>(P. 89)                                | ・医療的ケア児の切れ目ない支援体制が整っていない。<br>・あいいりいずの定員増   | ・既存の連絡会の充実   |
|   | サービス確保のための方策<br>(P.92)<br>・障害児通所支援<br>・障害児相談支援                          | ・障害児相談支援のセルフプラン率の高さ<br>・通所支援事業所を利用するための移動手段の課題(送迎範囲や対象が限定されている。)   | ・新規事業所、相談支援専門員のバックアップ<br>・事業所の確保及び支援の質の充実<br>・送迎手段の確保  |
| その他<br>※基本的には上記のどれかに割り振り、該当しないものについては右の欄に記載 |   |  |  |

目黒区障害者計画策定に向けた意見募集

【調査票2】 障害福祉計画・障害児福祉計画

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 回答者 | 氏名   | 松原 辰昭 |
|     | 電話番号 |       |

※すべての項目に回答いただく必要はありません。また、記入枠は適宜広げてください。

|   | 現行計画における成果目標及び必要なサービス等見込量<br>( )内は計画書のページ                           | 「成果目標」や「サービス等見込量」に対する<br>現状と課題  | 次期計画における取組や解決案など   |
|---|---|---|--|
| 第7期<br>障害福祉計画                               | 施設入所者の地域生活への移行(P. 69)   |   |  |
|   | 地域生活支援の充実(P. 69)  |   |  |
|   | 福祉施設から一般就労への移行等(P. 70)  |   |  |
|   | 相談支援体制の充実・強化(P. 70)   | ・成果目標や見込み量については特に異議はないが、相談事例から地域課題の抽出というプロセスが私自身充分理解できていないと思うので、事例から地域課題を見つけ出すプロセスについて学ぶ機会があるといいのではと思います。   | ・都内他区の自立支援協議会における部会から本会への提起により地域課題を抽出して課題に取り組んでいる(あるいは「いた」)事例を学ぶ機会(学習会)の開催 |
|   | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(P. 71)                                      | 現行計画の成果目標については、特に異存はありませんが、「医療を中心とした連携強化」という表現に現状との違和感を持ちます。「精神保健関係諸機関の連携強化」という表現の方が実態に合っているというか、「医療を中心とした」という表現になると医療を頂点としたピラミッド型というあり方を想起させてしまうのではないかと個人的には思いました。 |  |
|   | 発達障害のある人等に対する支援(P. 72)  |   |  |
|   | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P. 72)                               | こちらも内容的に異論があるわけではないのですが、過誤請求の削減に向けた区内事業所への周知回数という国の基本指針に基づく設定が「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」とどのように結びつくのかが分かりにくいと思いました。「適正な運営」ということであれば、理解しやすいと思いました。                      |  |
|   | サービス確保のための方策(P.81)<br>・訪問系サービス<br>・日中活動系サービス<br>・居宅・入所サービス<br>・相談支援 |   |  |
| 地域生活支援事業の必要な見込量(P.84)<br>・必須事業<br>・任意事業     |   |   |  |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築(P. 89)   |   |  |
|   | 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実(P. 89)                                |   |  |
|   | サービス確保のための方策(P.92)<br>・障害児通所支援<br>・障害児相談支援                          |   |  |
| その他<br>※基本的には上記のどれかに割り振り、該当しないものについては右の欄に記載 |   |   |  |

目黒区障害者計画策定に向けた意見募集

【調査票2】 障害福祉計画・障害児福祉計画

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 回答者 | 氏名   | 岸井 泰子 |
|     | 電話番号 |       |

※すべての項目に回答いただく必要はありません。また、記入枠は適宜広げてください。

|   | 現行計画における成果目標及び必要なサービス等見込量<br>( )内は計画書のページ                            | 「成果目標」や「サービス等見込量」に対する<br>現状と課題   | 次期計画における取組や解決案など  |
|---|--|--|---|
| 第7期<br>障害福祉計画                               | 施設入所者の地域生活への移行(P. 69)  |  |   |
|   | 地域生活支援の充実(P. 69)   |  |   |
|   | 福祉施設から一般就労への移行等(P. 70)   |  |   |
|   | 相談支援体制の充実・強化(P. 70)  |  |   |
|   | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(P. 71)                                       |  |   |
|   | 発達障害のある人等に対する支援(P. 72)   |  |   |
|   | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P. 72)                                |  |   |
|   | サービス確保のための方策(P.81)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービス</li> <li>日中活動系サービス</li> <li>居宅・入所サービス</li> <li>相談支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動系サービス</li> <li>【短期入所】区内の受入は変更なく障害の状況により利用できないケースがある。(都の医療型については医師不足により受入態勢減少、事業縮小の施設有)</li> <li>居宅・入所サービス</li> <li>【区内共同生活援助】GHは少し増加したが、多様な障害種別への対応ができていない。</li> </ul> |
| 地域生活支援事業の必要な見込量(P.84)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>必須事業</li> <li>任意事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>任意事業</li> <li>【日中一時支援】</li> </ul> 現在区立3事業所、民間1事業所で行われているが、利用者数にばらつきがある。 | 未実施の区立通所施設に事業拡大を検討してほしい。施設間移動がないことで、利用者も事業所も負担が軽減されるのではないかと。  |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築(P. 89)  |  |   |
|   | 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実(P. 89)                                 |  |   |
|   | サービス確保のための方策(P.92)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援</li> <li>障害児相談支援</li> </ul>                                     |   |
| その他<br>※基本的には上記のどれかに割り振り、該当しないものについては右の欄に記載 |  |  |   |

目黒区障害者計画策定に向けた意見募集

【調査票2】 障害福祉計画・障害児福祉計画

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 回答者 | 氏名   | 鈴木 優子 |
|     | 電話番号 |       |

※すべての項目に回答いただく必要はありません。また、記入枠は適宜広げてください。

|   | 現行計画における成果目標及び必要なサービス等見込量<br>( )内は計画書のページ | 「成果目標」や「サービス等見込量」に対する<br>現状と課題   | 次期計画における取組や解決案など   |
|---|---|--|--|
| 第7期<br>障害福祉計画                               | 施設入所者の地域生活への移行(P. 69)                     | 入所施設等からの地域移行を進めるにあたり、居住支援の選択肢の一つとしてグループホームへの期待は大きく、利用を希望する潜在的ニーズも多く存在している。一方で、整備は遅れている状況にあることから、グループホームのみに依存せず、多様な選択肢を備えた地域生活の実現が求められる。                  | 脱施設化の流れの中で、地域生活がグループホームという形態に偏らないよう配慮し、グループホーム不足を補いつつ、多様な生活の選択肢を確保するため、総合支援法における「自立生活援助」事業のさらなる活用・推進を図るとともに、「居宅介護」の充実により、住み慣れた自宅での生活継続を希望する障害者を支える制度の整備を進める。 |
|   | 地域生活支援の充実(P. 69)                          | 地域の実情に応じた体制整備を進めてきた地域生活支援拠点については、これまでの実績を評価・検証したうえで、国が示す機能に沿って改めて整理・強化を図る時期に来ている。  | 「体験の機会・場の提供を通じた入所施設・精神科病院からの地域移行」と、「障害特性に起因する緊急事態への対応およびその備えのための相談」の強化を図るため、体制整備を行う。   |
|   | 福祉施設から一般就労への移行等(P. 70)                    |  |  |
|   | 相談支援体制の充実・強化(P. 70)                       | 法改正を受け、前期に自立支援協議会の見直しを実施し、地域課題の抽出・協議を行う体制へと移行した。今後は、事例検討を通じた地域課題の的確な把握・整理に向け、実践の蓄積と協議の充実を図る必要がある。  | 自立支援協議会においては、専門部会・連絡会・課題検討会議等をより活性化し、事例検討を継続的に行う場を確保することが重要である。そのため、地域課題の抽出につなげるために、簡易な形でも課題検討会議を開催できる体制の構築を進める。   |
|   | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(P. 71)            | 目黒区では身体障害者の数が最も多い一方、全国的な傾向と同様に、精神障害者数が増加している。特に目黒区では令和2年度から令和4年度までの間に精神障害者数が25.2%増加しており、この傾向は今後も続くことが予想される。こうした状況を踏まえると、地域包括支援センターに求められる役割はより一層重要になっている。 | 精神障害者数の増加に対応するため、地域包括支援センターの相談体制を強化し、精神保健福祉士等の専門職配置を増員し、アウトリーチ支援を充実させる。医療・福祉・家族会との連携体制を整備するとともに、オンライン相談や啓発活動を通じて、相談しやすく偏見のない地域環境を促進する。                       |
|   | 発達障害のある人等に対する支援(P. 72)                    |  |  |
|   | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P. 72)     |  |  |
|   | サービス確保のための方策(P.81)                        | ・訪問系サービス<br>・日中活動系サービス<br>・居宅・入所サービス<br>・相談支援  |  |
| 地域生活支援事業の必要な見込量(P.84)                       | ・必須事業<br>・任意事業                            |  |  |
| 第3期<br>障害児福祉計画                              | 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築(P. 89)               |  |  |
|   | 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)に対する支援体制の充実(P. 89)      |  |  |
|   | サービス確保のための方策(P.92)                        | ・障害児通所支援<br>・障害児相談支援   |  |
| その他<br>※基本的には上記のどれかに割り振り、該当しないものについては右の欄に記載 |   |  |  |